

奨学金

学生生活を送るには、経済的基盤が安定していることが必要です。経済的な理由により修学が困難な時には、学資を援助する各種奨学金の制度があります。本学では、学外の奨学金制度として日本学生支援機構、山口県をはじめとする地方公共団体、一般奨学団体等の奨学金や本学独自の奨学金制度等、各種奨学金を取扱っています。いずれの奨学金も人物・学業・経済状況により選考されますが、それぞれで出願方法・選考基準及び貸与金額・返還方法・返還の有無などに違いがありますので注意してください。なお、他の奨学団体との併用を認めていない団体もありますので、必ず確認してください。

(注意事項)

- ・奨学生の募集は4月～5月に集中しています。希望者は掲示板・Google Classroom®を必ず確認してください。
- ・願書を提出して採否が決定するまでにかなりの日にちを要する場合があります。奨学金が実際に振込まれるのは6月～8月頃になります。

<採否決定までの流れ>

掲示板にて募集



願書提出



選 考



推 薦



採 用

奨 学 金 の 募 集 は
4 月 に 集 中 し ま す ！

★ ワンポイントアドバイス ★
掲示板・Google Classroom®を見る！

確認しなかったために、奨学金を受けられなかった学生もいました。掲示板・Google Classroom®を見る習慣を早くつけるようにしましょう。

奨学金を希望すれば、誰でも直ちに採用されて、すぐに奨学金が受け取れると誤解している人が多いようですが、そうではありません。奨学金を出願して推薦されてから、採用が決定するまでに数ヶ月はかかり、実際に奨学金が入金されるのはその後になりますので注意しなければなりません。

奨学金は、他から経済的援助を受けるということであり、これは非常に重大な意味をもっています。「貸与制度」の奨学金は、将来返還することが義務付けられており、社会通念上では債務（借金）を負うことを意味しています。奨学金を希望する場合は様々な手続きが課せられ、奨学金を貸与するための資格と条件が揃っていなければなりません。

① 本学独自の奨学金制度

成績が優秀で学内の諸活動に積極的に取り組む学生に対して、社会を経験したのち本学に入学した学生に対して減免される社会人特別奨学金、各金融機関で教育ローンを借入れた場合に校納金に対する利子を補給する利子補給制度など、様々な奨学金制度を設けています。いずれも募集については掲示にてお知らせしますので、必ず確認してください。選考は、提出された申請書類に基づき行います。なお、奨学金に関するご相談は、学生課までお問合せください。

表1 本学の奨学金制度

名 称	応募資格	募集期間	金 額
社会人特別奨学金	入学した年の4月1日において満23歳以上の者で、一定の職業（主婦を含む）に従事した経験を有する者※1	5 月	30 万円減免
看護学部編入学生奨学金	看護学部編入した者		15 万円減免※2
親子・兄弟姉妹奨学金	卒業生のこども、兄弟姉妹 または在学生の兄弟姉妹で入学した者		施設設備費全額 免除
社会的養護出身者特別 奨学金	児童養護施設の入所者または退所後1年以内の者、または、里親等養育児童		施設設備費全額 免除
利子補給制度奨学金	日本政策金融公庫並びに各金融機関の教育ローンを借り受けた者※1	2 月	5 万円上限

※1 大学院生、長期履修学生、教養履修学生、留学生は除く

※2 短期大学の看護系学科、看護系専修学校の専門課程及び高等学校の専攻科の課程を修了後、編入した者は45万円減免

② 学外の奨学金

a. 日本学生支援機構

日本学生支援機構は、優れた資質や能力を持ちながら経済的な理由で就学が困難な場合に、学資を貸与・給付することによりその勉学を支援し、社会に有為な人材を育成するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

なお、高等学校で日本学生支援機構の予約採用候補者として決定通知を受けている場合には、奨学生採用候補者決定通知を所定の期限までに学生課へ提出し、必要な手続きを行ってください。

また、在学中に家計の急変による奨学金の必要性が生じた場合には、緊急採用制度、もしくは応急採用制度が適用されることがあります。そのような場合には随時、学生課に申し出てください。

b. 山口県ひとづくり財団

山口県ひとづくり財団は、将来社会に貢献し得る人材の育成を目的としています。経済的な理由により修学が困難な学生（山口県内に生活の本拠を有する者の子女等）に対し、学資の貸与（無利子）を行っています。他の都道府県・市町村等における奨学金制度は、本人が出身地の機関で手続きを取る場合がありますので、各教育委員会や関係方面に直接照会、確認してください。

c. あしなが育英会

あしなが育英会は、保護者等が病気もしくは災害などで死亡、又はそれらが原因による著しい後遺症のために働けなくなった家庭の子女等に奨学金を貸与して就学援助を行うことで、教育の機会均等をはかり、社会有用の人材を育成することを目的としています。

d. 交通遺児育英会

交通遺児育英会は、自動車事故や踏切事故など道路における事故が原因で死亡、又は重い後遺症がある保護者の子女等が経済的な理由で就学が困難な場合に、学資を貸与して教育の機会均等をはかり、社会有用の人材を育成することを目的としています。